

補助対象経費は次の表のとおりです。ただし、経費の合計額が7万5,000円以上となる場合に限り、補助金を交付します。また、事業実施に伴う労務費及び個人所有となる備品購入経費は、交付対象外経費です。

	費目	摘要	備考	
対象経費	需用費	資材費	苗木、標柱、砂土等の資材購入	
		消耗品費	ヘルメット、軍手、薬剤費等の用品・用具購入	食糧費は対象外
		燃料費	チェーンソー、刈払機の燃料費	自家用車の燃料費は対象外
		印刷製本費	資料、チラシの印刷製本費	
	使用料及び賃借料	刈払機、チェーンソー、特装車等の借上料、会場使用料	支払先が松江市の場合は対象外	
	委託費	団体が自ら行うことが困難で、専門技術を有する者に委託する場合に限る。ただし、作業の一部は、申請者の属する団体が行うこと。	申請者が委託先の団体に属している場合は対象外	
	報償費	講師、指導者、専門技術者等への謝礼金		
	旅費	講師、指導者、専門技術者等の ^{しょうへい} 招聘旅費	宿泊費、自家用車利用の場合の経費は対象外	
	役務費	通信運搬費	郵送料等の通信運搬費	他の用途と使用の区別が困難なものは対象外
		傷害保険料	参加者の傷害保険料及びボランティア保険登録料	
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費			